

群馬県立高崎商業高等学校硬式野球部 OB 会会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、群馬県立高崎商業高等学校硬式野球部 OB 会と称する。

第 2 条 本会は、事務所を高崎市飯塚町 347-2 株式会社高商方に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、硬式野球部の発展と部活動に資する諸援助を行うことを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 硬式野球部の円滑な活動に対する支援
 - (2) 硬式野球部の強化に対する支援
 - (3) 硬式野球部保護者会との連携支援
 - (4) その他、本会並びに野球部発展に係る諸事業
2. 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までとする。

第 3 章 組織及び会員

第 5 条 本会は、群馬県立高崎商業高等学校硬式野球部の OB で組織構成する。

2. 本会に「OB 会マスターズ」と称する部会（別途定める規約）を置く。

第 6 条 会員は、前条者でかつ本会の目的、事業に賛同する者とする。

第 7 条 会員は、毎年別に定める年会費の納入をもって会員とする。

第 4 章 会員の脱退及び除名

第 8 条 本会は、会員が次の各号に該当したときは、脱退及び除名させることができる。

- (1) 脱退
 - ① 本人から脱退の申し込みがあったとき
 - ② 会長が不適格者と認めたとき
 - ③ 本人の死亡
- (2) 除名
 - ① 本会の名誉を著しく毀損したと認められたとき
 - ② 本会並びに会員に著しい損害を及ぼしたとき

第 5 章 役員等及び事務局

第 9 条 本会は、執行機関として次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以上 5 名以内
- (3) 理事 5 名以上 1 2 名以内（うち事務局長 1 名、会計 2 名）
- (4) 監事 2 名

2. 会長を代表役員、副会長を代表代行役員、理事を業務執行の責任役員とする。
- 第10条 会長、副会長、理事、監事は、総会の議決によって選任する。
2. 事務局長、会計は、会長が理事の中から指名する。
- 第11条 会長は、本会を代表し、その業務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 理事は、業務を分掌し、執行する。
4. 監事は、業務執行状況及び会計を監査する。
- 第12条 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員が任期中に退任したときの後継者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、退任した場合または任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うこととする。
- 第13条 本会に特別職を置くことができることとし、理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 第14条 本会の業務執行に伴う施策及び事務処理を行うために事務所に事務局を置く。
2. 事務局長は、執行業務を統轄し、総会で議決した事項を処理する。

第6章 会 議

- 第15条 本会の会議は、総会（定時、臨時）及び理事会（定例、臨時）とする。
- 第16条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 会則の変更
 - (3) 事業報告、決算報告の承認
 - (4) 事業計画案、予算案
 - (5) その他、会長または理事会が総会で議決するものとした事項。
2. 総会は、定時総会を毎年1回、臨時総会を必要の都度、会長が招集、その議長を務める。
3. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
4. 会長は、緊急を要する議決事項で総会に諮るいとまのないときは、当該議決事項を役員に送付し、可否の意見を求め、これを決することができる。
- 第17条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、その職務を行う。
- (1) 事業計画、予算の原案策定
 - (2) 役員候補の推薦及び特別職の推挙
 - (3) 業務執行状況の承認
 - (4) 決算処理
 - (5) 会則等の変更案
 - (6) その他、本会の運営に関する事項
2. 理事会は、定例理事会を年1回、臨時理事会を必要の都度、会長が招集し、その議長となる。
3. 理事会の審議事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
4. 会長は、緊急を要する審議事項で理事会に諮るいとまもないときは、副会長と協議し、執行または総会に提案することができる。

第7章 会 計

第18条 本会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第19条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 年額5,000円 但し30才未満3,000円とする
- (2) 会費は毎年5月末日までに納入するものとする

第20条 会費の保管は、金融機関取引にて行い、正確かつ透明性を保たなければならない。

第8章 慶 弔

第21条 会員及び本会の関係者において祝事、死亡、傷病等に対し、慶弔の意を表すものとする。

第22条 慶弔の種類及び基準は次のとおりとする。

(1) 慶祝

- ① 県市町村レベルの場合 10,000円
- ② 国レベルの場合 20,000円

(2) 死亡弔慰

- ① 弔電、生花、香典 10,000円

但し、本会に対する貢献度等を考慮し、弔慰を増減することができることとする

(3) 傷病見舞

- ① 傷病で1ヶ月以上引き継いで病床にある場合 10,000円

但し、その病状により期間に係らず対応することができることとする

第23条 前条の定めるほかに慶弔の意を表す必要が生じた場合、前条に準じ対応することができることとする。

第9章 会則の変更

第24条 この会則は総会の議決によらなければ変更することができない。

但し、第2条で定める事務所の変更は理事会の議決にて変更できることとする。

第10章 附 則

1. 群馬県立高崎商業高等学校硬式野球部 OB 会会則

昭和60年 1月 3日施行

平成29年 3月 4日改正

平成31年 3月 2日改正

令和 4年 1月22日改正